

ID: 5089

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	景観重要建造物の管理改善の措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第26条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (管理に関する命令又は勧告) 第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日